

答弁 質疑 市でできる開発行為の許可範囲は、県からの権限移譲により、10月から市で開発行為の許可ができることになった。今まで県で行っていた開発行為に関するすべてが移譲されるのか、市でできる許可の範囲、開発審査会の設置の有無、法の解釈によっては微妙な食い違いも考えられるが、担当者による法の解釈の違いに対する対応、許可基準を定める市規則の制定について尋ねたい。

答弁 質疑 市民プールは、昭和55年度に供用開始し、平成7年度までは毎年2万人前後の利用者で推移してきた。平成15年度は8,885人、平成16年度1万1,290人、平成17年度1万4,34人であった。これまで毎年修繕を重ねながら運営をしてきたところであるが、今年度オーバンするにあたり状況を調査したところ、管理棟の雨漏り、プール本体やプールサイド等のひび割れが多く見られ、場所によつてはタイルが盛り上がり鋭利な刃物状態になつておる。特に権利に關することになつてくるので、本年4月から部内に宅地開発課を設置して県の職員を配置し、職員の事前研修等も行つてゐるところであり、職員相互の間で解釈に差がないよう最善の努力をしてまいりました。許可基準については、今までのものと同様で、市街化調整区域については面積の規模は大きいが、開発許可基準等があり用途規模が定められている。開発審査会を設置できるのは、都道府県、指定都市、中核市及び人口20万人以上の特例市となつており、市が独自に設置すること

質疑 市でできる開発行為の許可範囲は、県からの権限移譲により、10月から市で開発行為の許可ができることになった。今まで県で行っていた開発行為に関するすべてが移譲されるのか、市でできる許可の範囲、開発審査会の設置の有無、法の解釈によっては微妙な食い違いも考えられるが、担当者による法の解釈の違いに対する対応、許可基準を定める市規則の制定について尋ねたい。

質疑 市民プールは、昭和55年度に供用開始し、平成7年度までは毎年2万人前後の利用者で推移してきた。平成15年度は8,885人、平成16年度1万1,290人、平成17年度1万4,34人であった。これまで毎年修繕を重ねながら運営をしてきたところであるが、今年度オーバンするにあたり状況を調査したところ、管理棟の雨漏り、プール本体やプールサイド等のひび割れが多く見られ、場所によつてはタイルが盛り上がり鋭利な刃物状態になつておる。特に権利に關することになつてくるので、本年4月から部内に宅地開発課を設置して県の職員を配置し、職員の事前研修等も行つてゐるところであり、職員相互の間で解釈に差がないよう最善の努力をしてまいりました。許可基準については、今までのものと同様で、市街化調整区域については面積の規模は大きいが、開発許可基準等があり用途規模が定められている。開発審査会を設置できるのは、都道

質疑 全議案に対する質疑は、6月16日に行われ、10人の議員が33項目に及ぶ質疑をしました。その主なものは次のとおりです。

質疑 市民プールの廃止はなぜ

答弁 質疑 市民プールの改修に費用がかかるため廃止にする

今回の移譲は、すべての権限が移譲されるわけではなく、市で許可できる面積は、市街化区域の開発行為では、1,000m²以上の区画形質の変更があるものである。市街化調整区域については面積の規模は大きいが、開発許可基準等があり用途規模が定められている。開発審査会を設置できるのは、都道府県、指定都市、中核市及び人口20万人以上の特例市となつており、市が独自に設置すること

はできない。茨城県開発審査会を利用することになる。担当者における法の解釈の違いということについては、茨城県開発審査会付議基準の中に、市街化調整区域で行う開発行為、または建築許可の取り扱いについて、法の適正な運用を図るために共通した判断事項を定めている。市もこれを準用していることから、県との解釈や担当ごとの解釈に違はないものと考えている。特に権利に關することになつてくるので、本年4月から部内に宅地開発課を設置して県の職員を配置し、職員の事前研修等も行つてゐるところであり、職員相互の間で解釈に差がないよう最善の努力をしてまいりました。許可基準については、今までのものと同様で、市街化調整区域については面積の規模は大きいが、開発許可基準等があり用途規模が定められている。開発審査会を設置できるのは、都道

府県、指定都市、中核市及び人口20万人以上の特例市となつており、市が独自に設置すること

質疑 原子力・エネルギー教育支援事業とは

答弁 質疑 この事業は、県の補助事

業で、予算額144万円がかかるため廃止にする

この事業は、県の補助事業で、予算額144万円がかかるため廃止にする

この補助事業は、2億8,366万3千円と大きな金額になっているが、なぜ私立保育所に市からこのような支出があるのか尋ねたい。

質疑 私立保育所施設整備費補助事業について

答弁 本事業は、文部科学省が

本事業は、文部科学省が県に事業費を交付して、県が児童生徒へ原子力及びエネルギーに関する基礎知識の普及を図るため、市町村に對し予算の範囲内で補助金を交付する、全額県からの補助事業である。市としては、児童生徒がエネルギー環境全体について現状の理解と基礎知識を深めることをねらいとしている。手回し発電機や燃料電池キット等を市内の小中学校に整備することにより、日々の授業の改善充実を図り、エネルギーの重要さ、発電の仕組みや環境問題について関心を高め、知識を深めさせたいと考えてこの事業を進めている。手回し発電機は、モーターに電流を流すと回転し、それを中の回路があり、申請した結果、3保育所が同時に認可となつたものである。市の交付要項に基づいて補助を行ふものであり、国庫補助金が1億9,637万4千円、市の補助が8,728万9千円となるものである。

あるが、市では教材の購入ということで申請をしたようだ。市内全小中学校で、手回し発電機、燃料電池実験機を購入するとのことだが、どのような内容となるのか尋ねたい。